会社側代表　堀吉之助、中村寛治、堀浅吉

ヲ起シ就業拒否ノ争議ヲ惹起シ其ノ為メ会社ノ被ル

損害ハ多大ニシテ同場解決セリ

茲ニ全日本紡績合同労働ヲ認メラレン

ニ工場委員会制ノ如キ制度

三、就業規則ハ会社ニ於テ制定

四、諸要求条件ハ会社ニ於テ決定

五、解雇、退職手当制度ノ制定

六、年二回ノ定期昇給ノ実施

解決条件一、既提出ノ歎願書ノ撤回スルコト

（協調會勞働課）